

那覇市感染症予防計画（案）に関する市民意見募集（パブリックコメント）要領

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の一部改正が行われ、従来は都道府県で策定していた予防計画について、保健所設置市においても策定することとなりました。

つきましては、「那覇市感染症予防計画(案)」を作成いたしましたので、市民の皆さまのご意見を募集いたします。

1 案件名 那覇市感染症予防計画(案)に関する市民意見募集

2 募集期間 令和5年12月25日(月)～令和6年1月24日(水) ※期限内必着

3 内容確認方法

(1) 那覇市ホームページからダウンロード

(2) 次の市公共施設での縦覧

- ① 那覇市保健所 保健総務課（1階4番窓口）
- ② 那覇市役所 市政情報センター（本庁舎1階閲覧コーナー）
- ③ 各支所窓口（首里支所、真和志支所、小禄支所）
- ④ なは市民協働プラザ（2階）

4 提出方法・提出先

(1) 直接提出：那覇市保健所1階 保健総務課（那覇市与儀1-3-21）

(2) 郵送：〒902-0076 那覇市与儀1-3-21 那覇市保健所保健総務課

(3) F A X：098-853-7966

(4) 電子メール：K-SOU001@city.naha.lg.jp

(5) 提出様式：様式は自由ですが、意見提出者の氏名、郵便番号、住所並びに平日の日中にご連絡が可能な電話番号を明記してください。

※ 添付のご意見記入提出書をご参照ください。

5 留意事項

意見提出に際し、以下の点について、あらかじめご了承ください。

(1) 計画案については、今後の内部調整により、策定の趣旨に影響しない範囲内での字句修正等を行う場合がございます。

(2) 意見提出者の氏名、住所、電話番号のいずれかが未記入のご意見については、受付いたしかねます。

なお、意見提出者の氏名、住所、電話番号につきましては、本意見募集以外の目的には使用せず、また、実施機関の考え方公表時において公表されることはございません。

(3) 電話や来所等による口頭でのご意見、匿名でのご意見については、受付いたしかねます。

(4) 提出いただいたご意見に対し、個別での回答はいたしません。募集締め切り後に実施機関の考え方とともに本市ホームページ等にて公表します。

- (5) 実施機関の考え方公表に際し、お寄せいただいたご意見の趣旨から外れないよう、ご意見を要約する場合がございます。また、複数の同趣旨のご意見がある場合、ご意見のまとまりごとに整理させていただく場合がございます。
- (6) 直接提出される場合、那覇市保健所の駐車場台数に限りがあることから、公共交通機関の利用にご協力ください。
- (7) 直接提出、又はメールによる提出の場合、令和6年1月24日（水）午後5時15分が受付期限となります。
- (8) 郵送による提出の場合、切手等の郵送に係る費用は提出者の負担となります。また、令和6年1月24日（水）必着とさせていただきます。
- (9) 提出されたご意見について、内容確認等のため、担当よりお電話させていただく場合がございます。平日日中（午前8時30分～午後5時15分）に連絡可能な電話番号をご記入ください。